

随意契約理由（地方自治法施行令第167条の2第1項第8号）

本工事は、条件付一般競争入札として令和2年8月26日付け公告し、令和2年9月17日に開札したものの不落となった。（入札者（1者）が最低制限価格未満の入札であったため、入札取止めとなった。）

本工事は、入札条件を特に設けていないため、入札条件を緩和して再度入札をすることができない。今回の入札と同様の条件で再度入札を行なったとしても、入札取止めとなると考えられる。

以上の理由から地方自治法施行令第167条の2第1項第8号により随意契約を行うものである。

なお、見積依頼業者については、本工事の入札者1者及び平成30年度に執行した同種工事の契約者1者の計2者を選定した。

上記2者の見積合わせにより、予定価格及び最低制限価格内で最低金額の見積を提示した業者と契約締結するものである。（同額の見積が複数となった場合は、くじ抽選を実施し、採用者を1者決定することとする。）